

平成30年度 四日市市立橋北中学校 いじめ防止基本方針

はじめに

健全な生徒の育成を目指すにあたり、いじめは、生徒の人権及び心身の健全な成長を著しくき損するものです。また、人格の形成に重大な影響を与えるばかりでなく、その生命及び心身に重大な危険を生じさせる恐れがあることに鑑み、本校では、四日市市いじめ防止基本方針に基づいて、学校の内外を問わず、いじめ防止のための対策を講じていきます。

1 学校におけるいじめ防止等に関する取組について

(1) いじめの防止

- ①学ぶ楽しさや充実感を味わえる「わかる授業」を行い、補充指導の充実を図る等、基礎・基本の確実な習得のためのきめ細かな指導を推進しています。
- ②橋北中学校区学びの一体化の取組みの一環として、社会のルールを守り、学校のきまりや学習規律を守ることのできる規範意識の共通認識を図っています。
- ③当たり前のことを当たり前にするを基本として、学級や学校をすべての生徒が安心・安全に生活できる場所にします。また、仲間とのつながりを大切に、行事等を通して、すべての生徒が共に高め合い、活躍できる場面を多くします。
- ④いじめ防止について、道徳の年間指導計画に組み入れ、全教職員共通理解のもと推進します。

(2) いじめ防止啓発

- ①教職員自身のいじめに対する人権意識を見直すための研修会を実施します。
- ②保護者にいじめに関するリーフレットなどを配付し、学校とともにいじめ問題について考える機会とします。地域会議や授業参観時などを活用して、保護者や地域への啓発活動に努めています。
- ③生徒及び保護者に各種相談機関を周知します。

・「いじめや体罰等に関する相談電話 (354-8169)」(教育委員会)	・「青少年と家庭の悩み相談電話 (352-4188)」(こども未来部青少年育成室)
・「被害少年の悩み、問題行動等 (354-7867)」(北勢少年サポートセンター)	・「人権に関する相談電話 (354-8610)」(人権センター)
・「児童虐待、不登校、養育等 (347-2030)」(北勢児童相談所)	・「文部科学省24時間いじめ相談ダイヤル (0570-0-78310)」(全国共通ダイヤル)

- ④インターネットやスマートフォン等を使ったネットいじめ対策をします。
 - ・情報モラル教育を道徳・技術科等の授業や総合的な学習の時間等で行います。
 - ・教職員が「ネットモラル」の研修会に積極的に参加します。
 - ・「インターネットやスマートフォン等の安全な使い方」等を保護者に啓発します。

(3) いじめの早期発見

- ①いじめ等問題行動の発生しにくい、信頼で結ばれた人間関係のある学級・学年経営を行うとともに、教職員が日常的に生徒との対話や観察を行い、「Let's study」などを活用して生徒の変化やサインを察知しています。
- ②生徒に、「いじめ調査」や、「学級満足度調査 (QU調査)」を実施し、一人ひとりの状況及び学級の状況を把握しています。また、教育相談を毎学期実施し、生徒の不安や心配事等の心の状況を把握しています。

(4) いじめ事案に対する対応

- ①いじめを発見、通報を受けた場合、学校いじめ防止対策委員会に報告し、迅速に適切な初期対応を行い、早期解決を図ります。
- ②被害生徒を全面的に支え、守る姿勢で対応します。
- ③周囲の生徒からの聞き取りとともに、観衆的・傍観的立場に立つことが、いじめの助長につながることに、学級、学年、学校全体に指導します。



2 いじめ防止のための校内組織

(1) 校内組織

- ①「学校いじめ防止対策委員会」を設置します。構成員は、管理職、各学年代表、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラーです。なお、必要に応じて、学校づくり協力者会議の代表に委員会への参加を依頼します。
- ②いじめ防止対策委員会の主な活動は以下のとおりです。
 - ・「いじめ実態調査アンケート」及び QU の実施と結果に基づく対応策の協議
 - ・定期的な教育相談の実施の計画
 - ・いじめ防止、早期発見・早期対応、解決、再発防止等についての協議
- ③「生徒指導委員会」を定期的に行い、情報交換及び対応策や指導方法について協議します。

(2) 学校関係者及び各種団体との連携

- ①学校は、平素から学校関係者及び地域の様々な方や団体と連携してきています。

- ・PTA及び学校づくり協力者会議
 - ・橋北こども園・橋北小学校・他の中学校
 - ・主任児童委員、民生委員、自治会、市民センター等
- ②警察や北勢児童相談所、こども保健福祉課家庭児童相談室等の関係機関との連携を図ります。



3 保護者と生徒の役割

(1) 保護者として

- ①保護者として、いじめに対する基本認識について共通理解し、学校と協力して、いじめをしない、させないしつけをお願いします。
- ②どの生徒も、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかけてください。

(2) 生徒として

- ①一人ひとりが、自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心を持ち、自らが主体的にいじめのない学校づくりに努めましょう。
- ②周囲にいじめがあると思われるときは、いじめを看過せず、当該の生徒に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談することなどに努めましょう。

4 重大事態発生時の対処

生徒の生命・心身又は財産に重大な被害がある、又は相当期間にわたり被害生徒が欠席を余儀なくされている疑いが認められたときなどの重大事案の対応については、次の点に留意しながら厳正に対応します。

- ①すみやかに四日市市教育委員会に事案発生の報告をするとともに、必要に応じて専門機関や警察等、関係機関への通報を行い、支援を要請します。
- ②被害生徒について、いじめの解決が困難な場合、又は解決しても登校が困難など、学校生活に著しい支障を来す場合は、被害生徒の今後について市教育委員会と協議します。
- ③加害生徒について、改善がのぞめず被害生徒の学校生活に著しい支障を来す場合は、加害生徒の今後について市教育委員会と協議します。